

Title	古代蝦夷論
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.21, No.3/4 (1943. 6) ,p.1(281)- 58(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代蝦夷論

松 本 芳 夫

一

日本書紀の神武天皇御東征物語の條に

えみしを

ひたり

もゝなひと

ひとはいへとも

たむかひもせず

といふ歌がある。歌の意はえみしは力がつよくて、その一人が百人に當ると世人はいふけれども、いま自分がたち向つて戦ふのに、何の手向ひもなしえないで、あへなく滅ばされてしまったといふのである。このエミシが後のいはゆる蝦夷を意味するのかどうかは確かでないけれども、さうでないといふ積極的理由もなければ、またエミシといふ同音異義の他の語がないのであるから、やはり蝦夷を意味したもの

とみねばならない。さて蝦夷の勇敢であつたのは、景行紀においても『爲人勇悍』とあり、また後世の歴史的事實からも知りえらるゝのであるが、こゝに蝦夷があらはれたのはどういふわけであらうか。この歌は神武天皇が八十梟帥を討つ時に皇軍のうたつたものであつて、八十梟帥は古事記では明かに『尾生る土雲八十建』とあり、また記紀を通じて御東征物語に蝦夷のあらはれるのは、ただこの場合にかぎらるるのであるから、不思議と言はねばならず、従つて或學者のごときは、これはツチクモを言ふのであると言つてゐる。しかしこの歌の形式が一首の短歌としてややととのつてきてゐる點からみてもわかるやうに、もつと後世の作であつて、おそらく御東征物語とは何等關係なくつくられたものであり、或は後世の蝦夷征伐に際して勇敢なる武人を賞揚した歌であつたのが、道臣命の功績をつたへるものとしてまぎれ入つたのか、それとも書紀の編者が採録したものではなからうかとおもはれる。それはとにかく、エミシがここにあらはれてゐることは、書紀の編纂時代において、少くとも或人にとつてはエミシとツチグモとが何等かの關係があるものとおもはれてゐたこと、或場合においてエミシとツチグモとを同じにみても怪しまなかつたといふことを示してゐるのではなからうか。而してツチグモはわが古代人の異種族に對する汎稱であつて、或場合には熊襲隼人を指し、或場合には蝦夷を指したのであつた。

さて蝦夷がわが大和朝廷からみて異種族とおもはれてゐたことは明かであつて、景行紀二十七年の條に武内宿禰の奏言として、『東夷之中。有_二日高見國_一。其國人男女並推結文_レ身。爲_レ人勇悍。是總曰_二蝦

夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也』とあり、また同紀四十年の條に天皇の御言葉として、『朕聞。其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。……』とあり、その風俗に關しての記事については、後述するやうに種々の議論があるのであるけれども、しかし彼等が大和民族とは異なつた種族とみられてゐただけは確かである。たゞここに注意すべきは、この記事からみると蝦夷が東夷のうちの一種であつて、蝦夷以外になほ他の異種族があつたかのやうにおもはれることである。このことから土蜘蛛が蝦夷と異なつた實在の種族であつて、東夷のうちには蝦夷のみならず土蜘蛛もまた包含されるのであるといふ議論すら生まれるのであるが、しかしここにいふ東夷とは漠然と東方の地を總稱したものにすぎないのであつて、かならずしも種族を指稱したものでないことは、『東夷之中。有日高見國。』といへることによつて知られるのである。もし蝦夷以外の異種族があつたとすれば、彼等もまた大和朝廷の勢力と接觸し、その征服同化するところとなつたのであるから、當然彼等に關する記事があるべきはづであるにかゝはらず、そのないのは、大和朝廷から異種族とみられたのは蝦夷ひとりで、それ以外になかつたことを示すものと言はねばならぬ。

二

しからばこの蝦夷はいかなる種族であつたらうか。古書の示すかぎりでは明かでないけれども、後世の歴史的關係、及び其他の事實からみて、おそらく今日北海道に残存するアイヌの祖先であつたらうとは、一般の常識となつてゐる。しかしこの見解に對しては、反對説もないではない。坪井九馬三博士のごときも、つとに兩者の關係に疑惑をかけられたが(蝦夷考、考古學雜誌四ノ三)、最も明確に蝦夷がアイヌにあらざることを主張したのは人類學者長谷部言人博士である。博士の説を要約すると、(一)體質上蝦夷の異種族たることが不確實であり、(二)風俗の上から蝦夷がアイヌであることが證明されず、(三)宗教の上から蝦夷がアイヌであるといふことはできず、(四)言語學上から蝦夷がアイヌであると言ふことはできないといふ四點に歸するもののやうである(先史學研究、一四九—一六四頁)。が果してその説が妥當かどうか。

(一)なるほど蝦夷が如何なる體質をしてゐたかは景行紀やその他の記事からは明かでない。しかし齊明紀五年伊吉連博德書には、唐の天子の言として『朕見ニ蝦夷身面之異。極理奇怪。』とあるから、蝦夷が支那人からみても、大和民族とは異なつた體質を有してゐたとみられたことは明かである。更に宋書東夷傳には、『東征ニ毛人五十五國。西服ニ衆夷六十六國。渡ニ平海北九十五國。』とあり、新唐書東夷

傳には、『其國都方數千里。南西盡海。東北限大山。其外即毛人云』とあり、或は舊唐書東夷傳には、『其國界。東西南北各數千里。西界南界咸至大海。東海北界有大山爲限。山外即毛人之國』とあり、また新唐書には、『蝦蟇亦居海島中。其使者鬚長四尺許。珥箭於首。令人載瓠立數十步。射無不中。』とあり、さうして毛人が蝦夷を指稱するものであることはその方角の點からも明かであり、また續日本紀に従五位下佐伯宿禰今毛人をイマエミシとよましてゐることによつても（卷十八、天平勝寶二年十二月）、知ることができる。而して蝦夷の體質上の特徴として多毛性であつたといふことは、これらの記事で確實であり、この多毛性は同時にアイヌの特徴であるから、この兩者はその性質において同じ特徴を有すると言はねばならぬ。吉野朝頃にできた諏訪大明神繪詞のうちに、蝦夷には日本の本、唐子、渡黨の三類があつて、そのうち、『日の本唐子の二類は其地外國に連て、形體夜叉のごとく變化無窮なり。人倫禽獸魚肉等を食として、五穀の農科を知らず。九譯を重ぬとも語話を通じ（難し、脱か）。渡黨和國の人に相類せり。但鬚多して遍身に毛生せり。言語俚野なりと云ども、大半は相相ず。……』とあるから、彼等の多毛性は一般に認められたものであつた。而して長谷部博士は、單に毛人といふのみでは、その程度が不明であるから、これによつて蝦夷がただちにアイヌであるといふ證明にはならぬと言はれるけれども、その程度が不明にしろ、蝦夷全體を毛人といふ語によつて指稱するかぎり、彼等が一般にきはめて多毛であつたことは明かであるから、すくなくともアイヌとその特徴を同じうすると言はねば

ならぬ。

(二) つぎに景行紀の記事によると、蝦夷は男女ともに推結とあるが、アイヌは斷髪であつて、結髪した痕跡がないから、蝦夷の結髪はアイヌらしからぬ特徴であるとか、また蝦夷は男女とも文身とあるけれども、黥面と記してゐないが、アイヌの女子は黥面文身ともにそなはつてゐるから、これも蝦夷がアイヌらしくない一證左であるとか、また『冬則宿穴。夏則住櫟。』といふ文句は文化のおくれてゐるのを示す一種の常套語にすぎないので、神武天皇即位前の詔には、『民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。』とあり、また天平寶字二年八月庚子朔の百官上表文中に、『冬穴夏巢之世』などとあるから、假令景行紀の蝦夷が巢棲穴住を營むことが事實としても、これが彼等の特徴であり、また彼等がアイヌであるといふことの證據とはならないとか、なほ『箭藏頭髻。刀佩衣中。』の文句は、箭や刀を人の目につかぬところに匿しおくことで、これは狼性梟情の證例として記されたことであるが、これによつて彼等がアイヌであるといふことは證明されないとか、またイナウが蝦夷すなはちアイヌののこしたものとくおもはれるけれども、むしろわが國の幣がその原始的形式であつて、イナウが幣の變形もしくは墮落したものであるなどの論據から、風俗上蝦夷がアイヌであるといふことが證明されないと言はれるのである。たしかに今日のアイヌは斷髪であつて、また彼等がかつて結髪してゐたといふ證據もなく、またイナウが、わが幣の變形したものであるかも知れない。しかしながらただ文身とあつて黥面と記してゐないから、

鯨面の風習はなかつたのであると、ただちに斷定することもできなければ、またアイヌの女子が今日鯨面であるからと言つて、それが彼等固有の風習であつたかどうかも證明されなければならない。一體風習のごときは、同一種族においても時代とともに變遷するものであり、また同じ時代においても地方的に文化の相異があるであらうから、種族はすべて同じ風習であつたとは斷言できない。上述のごとく、諏訪大明神繪詞においても、日の本、唐子、渡黨の三種類を區別し、さうして渡黨がわが國人に類似してゐるとなしてゐるが、また齊明紀五年の條の博德書においてすら、すでに都賀留、龜蝦夷、熟蝦夷の三種をあげ、都賀留が最も遠く、龜蝦夷がこれに次ぎ、熟蝦夷が最も近く、さうして熟蝦夷が毎歲大和朝廷に入貢する旨を記してゐる。さうしてこれらは單に地域の遠近によるだけの區別ではなくして、それだけの間に多少の文化的差異を認めてゐたものである。従つて同じ蝦夷においても外來文化の接觸の程度に應じて風習を異にしたであらうから、それが今日のアイヌと風習を異にするからと言つて兩者の關係を否定することはできない。今日のアイヌといへども、北海道アイヌと、北千島アイヌと、カラフト・アイヌとの間において、かならずしもその風習がことごとく同じであるのではないのである。

また『冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。』の記事の出處は、支那の古書であつて、禮記禮運第九に、『昔先王未有宮室。冬則居營窟。夏則居橧巢。未有火化。食草木之實鳥獸之肉。飲其血茹其毛。未有麻絲。衣其羽皮。』とあり、また文選序に、『冬穴夏巢之時。茹毛飲血之世。世質民淳。』とあつて、由來

『巢穴』なる語は支那人が蠻人を形容する慣用語であり、従つて、景行紀のかの記事が史料として何の價值なきものであるといふことは、すでに中田薫氏もまた唱へたところである(喜田學士の土蜘蛛及びコロボツクルに關する所説を評す。史學雜誌十八ノ七)。しかしながら文句の出處がかくのごとくであつたとしても、蝦夷の風習がかくのごとくでなかつたとは、どうして言へるのであらうか。例へば今日の北海道アイヌはもはや堅穴生活を營まないけれども、その遺跡が多數存在するから、かつては堅穴生活を送つた時代があつたのであり、北千島及びカラフトのアイヌにはその遺風が存在し、特にカラフト・アイヌにおいては夏は茅小屋に住し、冬は堅穴小屋に住して夏の住居と冬の住居とが異なつてをり、また北千島アイヌにおいても、同じく夏と冬との住居を異にすると言はれてゐる(小金井良精博士、石器時代の住民、人類學研究所收、三三七―八頁)。従つて『巢穴』といふ文句が、たとひ支那の古書から得たものであつたにしても、それによつてかゝる事實の存在したことは否定されないのである。

また箭や刀を人目につかぬところにかくしておくといふことが事實であつたかどうかは明かでないが、しかし蝦夷が弓射に長じてゐたことは、新唐書東夷傳にも明白に記してあり、また諏訪大明神繪詞のうちにも、『彼等が用る所の箭は魚骨を鏃として毒藥をぬり、纔に皮膚に觸れば、其人斃すと云々なし』とあることによつて、彼等が弓射においていちじるしい特徴を有したことがわかる。なほ彼等の性質として、景行紀には、『登山如飛禽。行草如走獸』とあり、諏訪大明神繪詞には、『男女共に山壑を經

過すと云ども乗馬を用ず。其身の輕き事飛鳥走獸におなじ』とあつて、兩者全くその記述を同じうするのである。而して後者がその記述に當つて前者を參照したといふ證據のないかぎり、また後者の記事が蝦夷の性質を知る上において信用すべきものであるかぎり、景行紀の記事もまた、或程度において信用してよく、史料して全然無價值であるとはいへないのである。

(三) 長谷部博士によると、蝦夷の尊崇する神が三輪の神をもつて第一とするとされ、その例として敏達紀十年に蝦夷の魁帥綾糟が三諸岳に向つて清明心をもつて盟をなしたと、景行紀五十六年に東國につかはされた王の名が御諸別と稱すること、崇神紀四十八年に御諸山にのぼりて劔戟を弄すと夢みたる豐城命が東國に下され、同じく御諸山にて繩を四方にめぐらして粟を食む雀を逐ふと夢みたる活目尊が皇太子に選ばれたこと、同じく國內の動搖に際して大物主大神、倭大國魂神を祭りたること、同じく大物主神が御諸山に昇天したこと、神代紀一書に大己貴神の幸魂奇魂が三諸山に住まんと欲するといひしことなどがあげられてゐる。しかし以上の例證の中で三輪神と蝦夷との直接の關係を示す例證はただ綾糟の話だけであつて、しかもこの綾糟は天皇の召しに應じて來り、天皇の威嚇に服して忠誠を誓つたものであるから、すでに大いに王化に浴したるものと言はねばならぬ。それ故たとへ彼が三諸岳に向つて盟をなしたと言つても、それが蝦夷の固有の信仰であつたとはみられない。のみならず景行紀五十一年の條によると、熱田神宮に奉獻された蝦夷が、晝夜やかましく騒ぐがために、神宮に近づくべからず

とて、朝廷に献上し、御諸山のほとりにをらしめたところ、いくばくもなくして神山の樹木をことごとく伐採してしまひ、隣村の人民を脅すために、畿内に置くことができないと言つて畿外の諸國に分ちおかしめたといふから、蝦夷が御諸山に對して、信仰をもつてゐたとはみられないのである。而して大物主神が蝦夷の神であつたなどといふことは、以上の例證からは決して論斷されないものであり、従つてこれらの話は直接蝦夷とアイヌとの關係に少しも觸れてゐないのである。

(四) また博士によると、エミシ、エビス、エゾなどの訓み方からは蝦夷がアイノであると證明されさうにもない。しかるに蝦夷は國樸と同じである。さうしてクシ、コシは日本語の櫛、腰で、人に關係ある名詞から轉じたものであるのは明かで、子即ちコは比較的その原型に近く、この子即ちコを人の意味にもちゐてゐる日本人は國樸や蝦夷ときはめて縁が深いのである。また雲や烟といふ語と人民や夷とは深い關係があつて、烟の多く起るところにはかならず、賊がゐるであらうとかいふやうに、夷と雲烟とは附きものである。さて烟を立てることをイブス・クスブといふが、エビスとイブスとはすこぶる似てゐる。ケムス・クモスとは言はないが、イブル・クスブル・ケムル・クモルといふ。かくてエミシ・エビスは、クス・クモなどと關係があるやうにみえるとなし、言語の上からは蝦夷がアイノなりなどと言へたものではないと言はれるが、要するに博士の説は蝦夷に關する語がアイヌ語よりもむしろ日本語と關係があるといふことに歸着するらしい。

しかしながら人體に關係ありとされるクシ・コシが、如何なる理由で種族名に轉用されるに至つたかを説明せず、またクル・コシが人體に關係がある語とされるのに、他方ではそれらと關係あるべきクスが、クスブルといふ烟に關係ある語から生じたとなすがごとき、或はまたエビスとイブスとが類似するといふのみで、それが音韻上如何なる變化によつて相通するかを説明しないがごとき、博士の言語學的主張は全くわれわれをして首肯せしめることはできない。

蝦夷の文字のはじめてあらはれるのは景行紀であるが、アイヌ族を表示するに蝦夷の文字をもつてしたのは如何なる理由によるのであらうか。江戸時代の學者は多く蝦は鰓に通じ、その名義は、身に長き鬚が多いので、鰓になぞらへたのであるとするのであるが、近時の學者は一般にこれを信じない。參考熱田大神緣起頭書には、『夷人自呼其國曰加伊。加伊蓋其地名』とあり、また松浦武四郎の天鹽日記によると、北蝦夷（樺太）にてアイノをカイナと呼んでゐたが、天鹽山中にても同じくカイナと呼んでをり、さうして老人のいふに、カイの語が本源で、ナは敬語であつたが、いつの間にか、和人の言になれて、アイノといふやうになつたのであるといはれてゐる。かういふ諸例によつて喜田貞吉博士は、蝦夷といふ文字はこのカイの音をあらはしたものであると主張した。すなはち今のアイヌは古、みづからカイと稱したが、邦人がこれを漢字にあらはすに當つて、蝦夷の字をもちゐたのであつて、なほ北越のアイヌをコシと稱し、千島アイヌをクシと呼び、樺太アイヌをクイなどといふのは、吉志部のキシと

同じく、もと同原の語であり、さうしてエミシ又はエビスはもとアイヌのみならず一般異種族を指稱したものであつて、それが特に蝦夷をエビスと呼ぶのは、他の異種族が熟化してしまつて、エビスたるの性質を失つた結果であらうと論じてゐる（蝦夷名義考、歴史地理三一ノ三）。

これに對して金澤庄三郎博士は『カイはカイノの省略、カイノはアイノと同義にして、敢て特殊の名稱たりとも思はれず。私案に據れば、人を呼び掛くる場合などに、親愛の意を表はすため一人稱代名詞 *Ku* (我が) を加ふことあり。故に人を指して「我が友よ」といはんが如く *Ku-Ainu* (我が同胞) といひしものの約まりて *Kainu* となり、更に *Ku* となれるにはあらざるか。』といつてゐるが、なほまた『……アイヌが隣族よりカイと呼ばれたりしこと明かなるのみならず、アイヌ語にて男子を *Ok-kai* といふ。その *Ok* には後節述ぶるが如く、主座、上位等の義ありて、女子に比し男子の尊きを示せるものと見えたれば、残る *Ku* は「人」の義ならざるべからず。さればこのカイの稱呼に關しては將來の研究を保留せざるべからず。』と言つてゐる（言語に映じたる原人思想五九―六一頁）。もしカイがカイノの省略であり、カイが、ク・アイノのつまりたるものであつたとすれば、喜田博士のごとく、アイヌの稱呼としてカイが原始で、アイヌがそれより後に生じたものとするわけにゆかないけれども、しかし他方においてカイといふ語そのものが人の義であるとすれば、アイヌといふ語とはば同じ意義であり、従つてカイがカイノの省略であると斷定するわけにゆかず、或はアイヌといふ語とは獨立して存在した同義語とも

みられ、この點金澤博士も將來の研究の保留を斷つてゐるのであつて、従つて喜田博士の説はこれによつてただちに否定されがたい。とすれば蝦夷の文字は本來アイヌの種族名をアイヌ語の音をもつて表したものであり、アイヌと無關係であるなどとは決して言はれない。

しからばエミシ・エビス・エゾの語は如何なる性質のものであらうか。これにも種々の説があり、坪井九馬三博士はエミシ・エビスはもと人を卑めたる語ではなくして、むしろ勇士、武人を意味したるものであり、刀劔を意味するアイヌ語のエムシ・エムスと同じ語であらうと論じたが（蝦夷考、考古學雜誌四ノ三）、ついで新村出博士は、刀は本邦人から蝦夷に渡つたものであるから、アイヌ語の刀といふ語がアイヌ族の代表名になつたらうとは考へられず、むしろ蝦夷は弓矢をもつて有名であるから、エミシは弓師といふ語から出たのではなからうかといひ（喜田貞吉博士、蝦夷名義考、歴史地理三一ノ二、及び新村出博士、日本の言葉二二三）、また喜田博士はエミシが刀劔を意味するエムシと同語であらうといふことには賛成したけれども、しかしアイヌ族はもと刀劔を有した民族でないから、エムシの語は本來アイヌ語ではなくして、邦語のエミシを輸入して、これを刀劔の義に轉用したものであらうとなし、さうして邦語のエミシ或はエビスはもと一般の異種族を稱したもので、かならずしも蝦夷ひとりを指したのではなかつたが、他の異種族が多く同化融合してエビスたる性質を失つた後も、蝦夷のみが東北地方においてエビスの舊態を保存しがために、つひに其稱呼を獨占するに至つたものであらうとし（蝦夷名義考、歴史地理三一ノ二）、さうし

て中世以後蝦夷^{かい}をエゾと呼ぶのは和歌に多く、散文ではエビスといふ方が多いけれども、後には一般の武士をもエビスと呼ぶやうになつたので、この武士でない蝦夷の種族をエゾと呼んで、兩語の使用上に區別が存したが、更に後になつて武士がエビスの稱を失ふに及んで、再びエビスとエゾとが混用せらるるに至つたのであると論じた(蝦夷名義考の補考、歴史地理三一ノ四)。

かくのごとく喜田博士によれば、エミシ・エビス・エゾはアイヌ語ではなくして、邦語であるとされるのである。しかるに金田一京助氏によれば、これらはいづれもアイヌ語から生じたものであるといふ。氏はまづ、アイヌ族の稱呼がエミシから、中頃エゾとなり、近代に至つてアイノとなり、更に輓近アイヌに變化した事實を逆にさかのぼつて、その連鎖をもとめられた。すなはち土人はもとからアイヌと發音してゐたのを、邦人がアイノと聞いてアイノと呼んだのであるが、それをバチエラー博士以後はじめてアイヌと呼ぶやうになつたので、このアイヌ・アイノの原義は「人」、「男子」及び「さういふ種族名」の三種であつて、同時に善き意味にもちゐられる。而してアイノといふ語の歴史が、今のところ、まだ元文の年以前に見當らず、それ以前のはエゾとばかり呼ばれてゐるが、しかし蝦夷人といはれてゐるもので、アイノの名を負へるものがあり、北海道におけるもののうち最も古く溯りうるものは長祿元年の反亂の首魁たる胡沙魔犬^{コシヤマイヌ}であり、また諏訪大明神繪詞にある『蝦夷が千島』の蝦夷の二字は、『えぞが千島』『千島のえぞ』が平安朝以來の成句であるから、やはり「えぞ」と讀むべきであつて、かくて北海

道の土人は現今のアイヌから、アイノ、それより昔のエゾにまで溯ることをえたが、更に奥州にのこつてゐた蝦夷においてもアイヌの名をおびたものがあるから、この事實からみても奥州の端に残存してゐたエゾもやはり、アイヌの分類であつたことが明かである。而して從來の説ではエミシ（又はエミス）、或はエビシ（又はエビス）がつづまつてエゾといふ語が出来たのであると考へられたが、しかしミとビスとは相通するから前四語が同語の音變化とみられるけれども、これからただちにエゾと訛ることは決してない。これらの語でエミシが古く、エビスが之につき、エゾが最も新しいものであるが、エミシがエビスに變化するにつれて、その意義にも變化をきたし、平安朝になるとエビスは昔の蝦夷、毛人を意味したエミシの語義から擴張されて、一般の蠻夷を指すものとなり、之に代る毛人の稱呼として、新に、エゾといふ名詞がもちゐられるやうになつた。而してこの語のあらはれたのは、平安朝の奥州土俗の新しい見聞とともにひつてきた新知識によるのであつて、現代においてアイノをアイヌと改稱したやうな事情がその當時にもあり、舊くエミシ・エビスといつてきたのを、當時の新知識からエゾと呼ぶやうになつたのではなからうか。さてエゾといふ語の原語は、「人」といふ意味の語で「アイヌ」といふ語と同義語である enju (enchin) である。この語はアイヌ種族の古語であつて、後世アイノといふ語に交替されるまで、アイノといふ語のやうに昔もちゐられ、それ故にこの種族が邦人によつてエゾと呼ばれたのである。つぎにエゾと呼ばれる以前に、通り名であつたエミシの語原はどうか。enju といふ語はま

た *enchin* とも發音されてゐるから、もし今日の *enchin* がアイヌにさかんに行はれる音韻同化の結果によつて、以前の形が *enchin* の様な *m* 音のものだとすれば、それから *emishi*・*emisu* が出たといふことはきはめて自然な過程である。それが *emishi*・*emichu* とならずに、*emishi*・*emisu* となつたのは、わが國の古語には外國の多行音がわが國の佐行音になつてゐることが殆んど原則であるからで、*enchin* が國音に訛る際には *emishi* か *emisu* になるべき筈である(アイヌの研究、七八―一〇四頁)。

以上は金田一氏の説の要旨であつて、もしこれが承認されるとすれば、*emishi*・*ebisu*、及び *ezo* がいづれもアイヌ語から出たものであることが明かであり、従つて言語の上においても蝦夷がアイヌと關係があることが知られ、かくて蝦夷がアイヌにあらずといふ論據のとるにたらないことが立證されるのである。

三

つぎに考ふべきは蝦夷と國栖との關係である。從來これに關して大體二説あつて、一は兩者を同一種族とみるもの、他は異種族とみるものである。前者によれば北越のアイヌを *koishi*、千島アイヌを *kishi*、樺太アイヌを *kai* と稱するが、*kuz* (又は *kunis*) もこれらと同じ語原から生じたものであり、従つて國栖は蝦夷であつたといふのである。これに對して本居宣長は、國巢は昔から *kuz* と言つてきたけれど

も、もしクズならば國の字を書くのはをかしいことで、上代ではクニスと言つたのを、後に音便でクズとなつたのであらうが、しかし正しくクニスといへることは物にみえないから、しばらくものとまゝに今もクズと訓んでおくと云つてゐる（古事記傳十八）。喜田博士もまたこれはもとクニス或はクルスであつて、そのスは文字の栖又は巢が示すやうに住所の義なるべく、クニス又はクルス本來の義は、クルすなほち「人」の住所にして、先住民の村落の義ではなからうかと言ひ、さればクスはその音が如何にもクシ・コシ・キシなどに似てゐるけれども、ただちにそれらの語の轉じたものではなくして、クルスより轉じたものであり、諸國に多きクルスといふ地名のうちには先住民村落の跡の分布を示してゐるものが少くなくあらうとおもはれるが、ただしクスの語原がクルスにしても、その所謂國栖人がかならず悉くアイヌ族であるかどうかについては、おのづから議論があるであらうとかつてのべられたが（蝦夷名義考の補考、歴史地理三一ノ四）、更に其後になつて國栖の名義と、それが蝦夷人にあらざることに關して次のごとく主張された。すなはち『自分は遺物遺跡の研究上、國栖人を以てやはり隼人や肥人^{くまびと}や出雲民族や海部、土師部などと言はれたものと同じく、石器時代から彌生式土器を使つた先住土着の一民族であると考えへて居る。彼等は古傳説に於て國津神又は地主神として傳へられたものである。土着民の事を國人^{くにうと}などと呼ぶ事は、諸所に例が多い。國栖或は其の文字のまゝに「クニスミ」すなはち前々から國に住んで居た人の意か、若しくは國主（古事記應神天皇の條）とある如く「クニヌシ」すなはち地主の民族の義ではなから

うか。』と言ひ（國栖名義、史林四ノ二）、さうして國栖人が蝦夷族でなかつた理由として、常陸風土記には國巢を俗に土蜘蛛又は八掬脛といふとあり、また越後風土記には古く八掬脛といふものがゐて土雲の後裔だとあり、風土記編纂時代の奈良朝において蝦夷のなほ盛な越後に蝦夷とは別に土蜘蛛の後裔と目せらるる人民が多く存してゐたといふ一事のみでも、彼等が蝦夷とは違つた民族であることが知られ、従つてクスの名がコシ・クシ・クイ・カイに似てゐても、それは偶然の暗合であつて、名義はこれを他に求めねばならぬと言つてゐる（同上）。

金澤庄三郎博士もまたクニスをもつて蝦夷以外の先住民とした。すなはちアイヌ語にて「人」の義なる語に Guntu があるが、この Guntu, Kuntu といふ語は、もと一異種族の特稱であつたのを、アイヌ語に借用して後、遂に一般の人を指す普通名詞になつたのではなからうか。案ずるに黒龍江口の附近から東薩加地方に亘つて Kuntu, Guntu と類似の名のある種族が住み、東薩加及び南方島嶼にはクリル種族があり、またツングース族中にもキレン種族がある。支那にて奇鄰^{キール}、奇勒爾^{キポル}といふのはツングース族の一種で、アイヌ人はこれをキーリ・ニクブン人はこれをキルといふ。而してわが國栖^{くにす}、栗栖^{くりす}はいづれも同語であつて、蝦夷のシ、熊襲のソ、國栖のスをもつて土民の總稱であるといふ説に従つてこれを削り去れば、残るところのクルは上述した人種名クルと一致する。それ故人類學者が先住民とするもののうちには、このクル人種も加はつて、ひろく本土に分布したのではなからうか（言語に映じたる原人の思想六二―六六

頁。これのみならず更にクルミ族と稱する一種の先住民も存在したのではなからうか。すなはちアイヌ語の Oki-kutumi は源義經とされるけれども、Oki は Oya と同じく上位、首座を意味する語であり、従つて Oki-kutumi は「首座を占むるクルミ人」即ち「クルミ族の酋長」と解すべきであつて、千島をクルムセといふが、そのクルムはこの種族名であり、セはアイヌ語の「住居」の義であらう。而して中目文學士の研究によれば、樺太在住のニクブン族を山丹語で Gien といひ、支那の諸記録では乞烈密、吉里迷、吉烈滅等の文字をもちゐてゐるが、かのクルミ族もまた同一種族ではなからうか。もしさうであるならば、本邦先住民族のうちには、アイヌ種族以外に、クル種族、クルミ種族があつて、一は國栖、栗栖として史上に傳はり、一は群馬くるま、閩見等くらみの地名にその痕迹を留むるものといはなければならず、しかも兩者とも、わが領土の樺太においてキール種族、ギレミ種族として現存するのであると言はれた（同上七三―六頁）。

さて古事記神武天皇の條には、天皇が吉野山中に入りませる時、尾のある人に遇ひたまうたが、この人は國神石押分の子で、吉野國巢の祖である見え、ついで應神天皇の條には、吉野の國主くすどもが、大雀命の佩きませる御刀をみて、歌をうたひ、また酒を獻る時に口鼓をうち、伎をなしながら歌をうたひ、その歌が今日でもクズどもが大贄獻る時にうたふところの歌であるとみえてゐるが、この二つの話は書紀においても大體同じである。ただ書紀においては應神紀十九年の條に、『夫國樸者。其爲人甚淳朴

也。毎取ニ山菓ニ食。亦煮ニ蝦蟇ニ爲ニ上味。名曰ニ毛瀾。其土自ニ京東南之。隔ニ山而居ニ于吉野河上。峯嶮谷深。道路狹嶮。故雖レ不レ遠ニ於京。本希ニ朝來。然自レ此之後。屢參赴以獻ニ土毛。其土毛者。栗菌及年魚之類焉。』の記事があり、國標の住地、生活、その性質などについて簡單ながらうかがひ知ることができる。さうして後世踐祚大嘗會の儀式に所謂國栖の奏を奉仕するのはこの國栖人である。常陸風土記においては、國巢はツチクモと同種とみなされてゐたやうであるが、同時に彼等は穴居をなし、狼性梟情で、鼠窺掠盜をなし、つねに皇命に反抗したる兇賊であつて、皇軍のために誅滅され、或は屈服したところになつてゐて、應神紀にみえたる彼等の特性とはいささか異なるものがある。これはおそらく環境、生活を異にする結果にすぎないのであつて、いづれにしても彼等が大和朝廷から異種族とみられてゐたのは事實である。しかしながら果して彼等は蝦夷と異なつた種族であつたらうか。

彼等の稱呼がもとクズであつたか、クニスであつたかは明證がない。もしクズが本來の音であつたとすれば、コシ・クシ・タイ・カイなどの語と同じ語原の語であつて、明かに蝦夷の一異稱とみなすことができる。しかし文字からみれば本居宣長の説のごとくクズよりもクニスを本來の形とする方が妥當のやうにおもはれる。しかしたとひクニスが本來の語であつたとしても、金澤博士のごとくそれによつてただちにクル族の存在が肯定されるであらうか。むしろ國主とも書くやうに、さうして喜田博士も説けるやうに、クニヌシすなはち地主の民族、或は前々からその國に住んでゐた人民といふ意味であつて、

あたかも天つ神に對する國つ神といふがごときものではなかつたらうか。もしさうであるとするならば、それは喜田博士の主張するやうに、先住土着の一民族の特稱であるとするよりも、異種族に對する一般的呼稱とすべきではなからうか。クニスといふ語が本來或種族の語であつて、それをもつてその種族名としたといふ場合ならば、いざ知らず、もしこれがクニスミもしくはクニスシのごとき意味であるとすれば、それは明かに邦語である。邦語をもつて或異種族を指稱する場合には、その種族の或特性を表はすがごとき語をもつてなさるるのが普通である。しかるにクニスの名義を上述のごときものとするならば、或種族の指稱としてはあまりに平凡きはまる語であつて、それによつてその種族の特性が何等示されない。従つてこの語は、天孫民族からみて、先住民族とみられたものに對する汎稱の一であつたとみるべきで、この點において土蜘蛛と同じ性質の語である。しかしツチクモが畿内をはじめとして東西の地にひろまれるに反し、クニスは單に畿内、東國にかぎられてゐるところからみれば、クニスは主として蝦夷に對してもちゐられたもので、おそらくエミシ、又はカイなるアイヌ語をもちゐて彼等を指稱するにいたる以前、一般に彼等を指稱したる語であつたのではなからうか。たゞ吉野に住するものが後世までもその名稱を獨占したのは、彼等が山間の辟地に住居したがために、畿内に住しながら種族としての特性を全く失ふにいたらず、あたかも周圍からとりのこされた形であつたやうに、彼等が早くから指稱されたクニスといふ名稱そのものも失はずに保持し、東國における他の同類が、カイ或はエミシ

と呼ばれるに至つた後もクニスと呼ばれ、終に彼等と異なつた一種族として考へらるるやうになつたのではないからうか。

四

さて大和朝廷と蝦夷との關係を語るものとしては、まづ四道將軍派遣の物語がある。しかしこの物語は記紀において若干の相違がある。書紀では崇神天皇十年群卿に詔して、民をみちびく本が教化にあり、すでに神を祭つて災害をまぬがれたけれども、遠國の人々がいまだ王化に浴しないから、群卿を四方につかはして、憲^{のり}を知らしめよと仰せられ、大彥命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彥を西道に、丹波道主命を丹波につかはされ、更に詔して、もし教^{のり}をうけないものがあらば兵を擧げてこれを伐てと仰せられ、各印綬をさづけて將軍となしたまひ、さうして彼等は武埴安彥の謀反を鎮定した後出發し、翌十一年復命したとある。古事記ではオホビコノ命を高志ノ國に、その子タケヌナカハワケノ命を東方十二道につかはして、まづろはぬ人を平定し、またヒコイマスノミコトをタニハノ國につかはしてクガミミのミカサを討たしめたが、オホビコノ命はタケハニヤスノミコを誅滅した後高志ノ國にでかけ、東方に赴いたタケヌナカハワケノ命と相津でゆき合ひ、それ故その地をアヒヅと稱し、各々國を平定して覆奏したとある。この物語を比較すると、書紀では明かに四道將軍としてゐるのに、古事記では三人であ

り、且つタニハノ國につかはされた人名が異つてゐる。たゞ古事記では孝靈天皇の條に、オホキビツヒコノ命と、ワカタケキビツヒコノ命とがともに吉備ノ國を討平した話があるから、或は書紀は、この話を崇神朝に關係させて、四道將軍となしたのではなからうか。さうしてこの四道將軍といふのは、四方經略の觀念から生じたものであつて、このことは四道將軍復命の記事の直後に『是歲異俗多歸。國內安寧』(書紀)とあり、或は『爾^{かれ}天下太平ぎ、人民富榮えき』(古事記)といへることに關聯するものであり、更にまた崇神天皇を『ハツクニシラシシスメラミコト』と稱し奉ることに照應する。かう考へてくると、四道將軍の物語は、史實としての現實性がはなはだ稀薄であるやうに感ぜられる。その上この物語においては、その挿話ともいふべきタケハニヤスヒコの謀反がたとへ地名傳説を多く含むとはいへ、甚だ詳しく語られてゐるにもかかはらず、四道に派遣された將軍達の實際的活動については、ほとんど何一つ記されず、ただ古事記において、オホビコノ命とタケヌナカハワケノ命とがアヒヅで會合したことが語られてゐるけれども、しかしこれはアヒヅの地名傳説に外ならず、また東方十二道といふことについては、日本武尊の御東征物語にも東方十二道とあり、國造本紀にも東方十二國とあるけれども、それが如何なる國々であつたか判明せず、本居宣長は伊勢(伊賀、志摩を含む)尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總(上總、下總、安房)、常陸、陸奥であらうと言つてゐるけれども(古事記傳二十三)、その時代かくのごとく分れてゐたとはおもはれず、或は書紀の吉備津彥や丹波道主命の名稱が、

吉備、丹波の國名に附會して生じたものとおもはれるやうな性質のものであり、かういふ點からみれば、この四道將軍の物語は、そのまゝ史實であるとは信じられがたい。

しかしながら崇神天皇をハツクニシラシスメラミコトと稱し奉つたといふことは、この天皇の御代に、國家の基礎が強固になつたとか、皇威が遠く四方に及んだといふやうな言ひ傳へがあつたからでなければならぬ。すでに神武天皇がハツクニシラシスメラミコトにましますにかかはらず、更に崇神天皇をかく稱し奉るには、それだけの理由がなければならぬ。この時代疫癘が猖獗をきはめて人民の死するものが多く、また百姓流離して背叛するものがあつたので、從來宮中において祭つてゐた天照大神を大和の笠縫邑にうつして豐鍬入姫をしてこれを祭らしめられ、さうして三種神器のうち、鏡、劔をここにうつし、別に摸造の鏡、劔をつくつて璽とともに宮中に安置し、また大田田根子をして倭大國魂をまつらしめたところ、疫癘はじめてやみ、國內が鎮まつたと傳へられるが、これは要するに政教の分離を語るものである。古代においては政治をマツリゴトと稱し、神をまつり、神意によつて人民を支配したのであるから、宗教と政治とは密接不離の状態であつた。しかるに時代のすすむとともに、社會がますます複雑と分化とをきたす結果、政教も分離するにいたるのであつて、これは明かに國勢の増進と文化の進歩とを語るものである。またこの時代男の弓弭の調、女の手末の調を定められたことは、内政のとのつたあらはれであり、さらにまた出雲大社の神寶をたてまつらしめたことは、出雲系の勢力を全く屈

服せしめ、皇威の大いに擴張したことを示すものである。従つて四道將軍派遣の物語も、かういふ事實

服せしめ、皇威の大いに擴張したことを示すものである。従つて四道將軍派遣の物語も、かういふ事實と關聯して考へる必要がある。しかしこの物語はそのまゝの形においては史實としてみられないものであり、その上吉備津彦の話が古事記ではこの時代ではなく、丹波道主命が古事記では別人となつてゐるから、記紀ともに一致するところのオホビコノ命とタケヌナカハワケノ命との話が、この物語の根本的要素であり、さうして彼等は東國と越とに赴いたのであるから、結局蝦夷征服がこの物語の骨子といふことになる。それにしても、物語には蝦夷征服の實際の活動が少しもあらはれてゐないのであるから、これは物語のままの史實ではなくして、蝦夷に關聯した他の事實にもとづいて生じた物語ではなからうか。

小林庄次郎氏は、大彥命及び武渟川別の東征物語の意義を解して、これは大彥命及び武渟川別の族類の東海・東山・北陸の三道にひろく分布したことが知られるから、その子孫が住地をもとめて東方に移住し、その後蝦夷を討伐した事歴をその祖先の大彥命及び武渟川別にかけ、その功業として語りたる傳説であつて、それを書紀の編者が事實と認めて終に四道將軍の話になしたものであるとしたが（蝦夷征服に關する傳説に就て、歴史地理九ノ三）、後世の歴史において、その子孫のうちに蝦夷に重大なる關係を有するもののあることを思へば、氏の見解の甚だ意義ふかきことを知るのである。書紀においては、大彥命が阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、築紫國造、越國造、伊賀臣、凡て七族の祖としてゐるが（孝元紀七年）、

古事紀においては(孝元天皇の條)オホビコノ命の御子タケヌナカハワケノ命が阿倍臣等の祖であると言つて、阿倍臣ひとりあげてゐるから、その子孫のうち阿倍氏が最も有力であつたのであらう。垂仁紀二十五年の條にも、阿倍臣遠祖武渟川別が、和珥臣の遠祖音國葺、中臣連遠祖大鹿島、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日とともに五人の大夫とされてゐることをみても、阿倍氏の地位勢力を知ることができる。しかしてこの阿倍氏をはじめとして、大彥命の子孫が後世蝦夷征討に重大な關與をしたのである。すなはち崇峻紀二年に、阿倍臣を北陸道につかはして、越をはじめ諸國の境を觀せしめたとあり、また彼と同時に東海道につかはされた穴人臣雁もまた阿部氏と同祖である(新撰姓氏錄二、左京皇別上)。さらに齊明紀四年及び六年には、阿倍引田比羅夫の蝦夷及び肅慎征討の話があり、また膳臣については、景行天皇が東國を巡狩して上總國にいたりたまうた時、海中より白蛤を得、それを膳臣の遠祖磐鹿六鴈が膾となして天皇にすすめ奉り、その功によつて膳大伴部を賜はつた話があり(景行紀五十三年・新撰姓氏錄二、左京皇別上・及び高橋氏文)、また國造本紀によると、那須、若狹、高志、高志深江などの國造は、いづれも大彥命の子孫であるから、大彥命の子孫が北陸及び東國方面にひろく繁蒔し、蝦夷と交渉の多かつたことが知られる。従つてかういふ事實が氏の祖先のことにされ、祖先の功業として語られるといふことは全くありえないことではない。

また書紀によると四道將軍派遣の後に皇子豐城命をして東國を治めしめ、これが上毛野君、下毛野君

の始祖であるとされてゐる（崇神紀四十八年）。古事記では東國に赴いた記事はないけれども、トヨキイリビコノ命が上毛野君、下毛野君等の祖であると言つてゐる（崇神天皇の條）。而してこの豐城命の子孫がまた蝦夷征討に關係があつた。命の孫彥狹島王が東山道十五國の都督に任命されたが、赴任の途中大和國春日穴咋邑で病のため薨じたので、東國の人々が大いに悲しみ、その御屍を盗みきたつて、上野國に葬つた（景行紀五十五年）。ここにおいてその子御諸別王は父に代つて東國に赴き、蝦夷を討つて、降るものはゆるし、まつろはぬものは誅し、これがため東國は久しく泰平で、その子孫が今にいたるまで、東國に在ると言つてゐる（同紀五十六年）。さらにくだつて舒明天皇の御代、蝦夷が叛いたので、上毛野君形名を將軍として討たしめたことがある（同紀九年）。従つてこれもまた子孫が東國に多く居住し、或は蝦夷を征討したことがあつて、それをその祖先の功業として語つたのであると言はれるであらう。

しかしながらこれらの物語がすべて崇神朝のこととされてゐるのは、蝦夷に關係のあつた氏族の祖先が崇神朝の人々であつたからであるといふ理由だけであらうか。これについては更に他の物語についても考へなければならぬ。常陸風土記新治郡の條に、崇神天皇の御世、東夷の荒賊を討ち平げるために、新治の國造の祖比奈良珠命をつかはしたが、その時命が新井をほり、きれいな水が出たので、それによつて郡名としたといふ話があり、もちろんこれは地名の由來を説明した説話にすぎないのであるが、それを崇神朝のこととしたのは如何なる理由であらうか。仙覺萬葉抄卷九所引の常陸風土記逸文によれ

ば、倭武尊が東夷の國を巡狩した時、國造毘那良珠命が新に井を掘り、倭武尊が手を洗ふ際衣の袖が泉にひたつたから、袖を漬す義によつて、その國名としたとあり、同じ物語が一つは崇神朝のこととされ、他は景行朝のこととされてゐる。更に國造本紀によると、新治國造は成務朝に美都呂伎命の兒比奈羅布命をもつて定めたとあるが、これはおそらく風土記の毘那良珠命と同人であらうとおもはれる。さうするとこの人の年代については種々の異説があつて、一は崇神朝とし、一は景行朝とし、一は成務朝として傳へられたのである。而して風土記の物語がいづれも地名傳説にすぎないものであるにしても、この物語によつて、新治國造、或はその祖先が東國に居住して蝦夷を驅逐し征服した事實のあることを推知することができるが、その一説に崇神朝のこととしてゐる點が注意されねばならない。

また同國風土記行方郡の條に、崇神天皇の御世東夷の荒賊を平定せんがため那賀國造の神祖建借間命をつかはした話があり、これもまた一種の地名傳説であるが、國造本紀によると、この建借間命が那珂國造に定られたのは成務朝であつて、風土記の記事とは相違してゐる。いづれが正しいか決定しがたいが、とにかく一説に崇神朝とされてゐる點は、また注意されねばならない。

かくのごとく常陸風土記においては、他の傳説では明かに異なつた時代の人として傳へられたる人が、二人までも崇神朝の人として蝦夷征討をつたへられてゐる。これは如何なる理由によるのであらうか。崇神紀の大彥命、武渟川別命及び豐城命の物語のやうに、それらの人々がいづれも同朝の人々とされる

場合、子孫の功業を祖先の功業として語つたとすれば、當然崇神朝のこととされるわけであるけれども、常陸風土記のやうに、時代を異にした異説のある場合には、たとひ子孫のことを祖先に關係させたものとしても、時代を異にする異説の生じた理由を考へなければならぬ。景行朝と成務朝との相違のごときは問題にならぬとしても、崇神朝と成務朝との相違のごときはあまりにはなはだしいから、そこには何等かの理由がある筈であり、且つ氏族の祖先が蝦夷を征討したとつたへられるには、さういふ傳説が世人から信じられるだけの根據があるべきである。すなはち時代としてかかる傳説の生じうる條件が存在したものともみなければならぬ。それ故崇神紀における蝦夷征討の物語も、單に子孫の功業を祖先に歸せしめたといふ理由だけでなく、かくのごとき物語の發生しうる何等かの條件がこの時代に存在したとせねばならぬ。上述したやうに、この時代、一方では出雲系の勢力を屈服せしめて國內統一の大業を成就せしめたことなどからみれば、蝦夷征服のことも事實行はれたものとみてよく、かくてハツクニシラシシスメラミコトの御稱號の由來も首肯せられ、かういふ事實にもとづいて四道將軍派遣の物語が生じたのであらう。

五

景行朝の蝦夷征討物語は、古事記ではすべて日本武尊の物語であるけれども、書紀では日本武尊の物

語そのものに多少の相異があるのみならず、また武内宿禰をつかはして北陸及び東方諸國を巡察せしめられた話、吉備武彦を越國に派遣した話、日本武尊の平定した諸國を天皇が巡幸あそばされた話、豐城命の孫、彥狹島王を東山道十五國の都督に任じられた話、及び御諸別王をして東國ををさめしめられた話などがあり、いづれも古事記にはみないところの要素である。書紀のこれらの物語のうち、武内宿禰の巡察物語をみると、彼が景行紀二十五年秋七月に派遣されて、廿七年春二月に歸來したが、その上奏文に『東夷之中。有_二日高見國_一。其國人男女並推結文_レ身。爲_レ人勇悍。是總曰_二蝦夷_一。亦土地沃壤而曠之。擊可_レ取也。』とあつて、東夷の意義とか、推結文身の風俗などについても問題はあるが、更に日高見國の意義についても種々の議論がある。

日高見國といふ語は大祓祝詞及び遷却崇神祭の祝詞のうちに大倭日高見國とあつて、いづれも大和國を意味してをり、また常陸風土記、信太郡の條に『分_二筑波、茨城郡七百戶_一。置_二信太郡_一。此地本日高見國也。』とあつて、常陸國の一地方の名稱としてをり、其他日高といふ地名は各地にはなはだ多くみえ、或はまた日高といふ語は、ニニギノミコト、ホホデミノミコト、及びウガヤフキアヘズノミコトの御名にももちゐられてゐるが、これは果してどういふ意味であらうか。釋日本紀には、日高見國を解釋して『四方望_二高遠之地_一。可_レ謂_二日高見國_一歟。指似_レ不可_レ言_二一處之稱謂_一耳。』とあつて（卷十、述義六）、四方皆うち晴れて、朝日より夕日まで天つ日のよくみゆるところを意味するといふ見解が普通にとられた

のであつた。現存和歌六帖にある『出る日の高見の國を安國と祈る本をば神や照らさん』といふ和歌も、大體同じ見解とみていい。しかるに喜田貞吉博士の見解はこれと全く異なつてゐる。博士によると日高見國の意義は『夷^{ひな}の棲處^{すみか}』であるといふ。すなはち夷^{ひな}は普通異民族の稱であつて、そのヒナが轉じてヒダとなつたので、ヒナ・ヒタ・ヒダ・ヒダカなどといふ地名の所在は、大抵山間地方であつて、比較的後世までも異民族の殘留した場所と解して似つかはしいものが多く、その名の由來がやはり夷^{ひな}に起因すると認められるものが少くない。果してしからは、ヒタ又はヒダはもとヒナで、或はもとヒダカであつたものもあるべく、更に詳しくいへば、もともと日高見といふのも同意義であつたかとおもはれる。而してヒタカのカは場所を示す語であつて、住處、山家、在家のカで、従つて日高はヒナカで、夷の居る處の義であり、日高見はヒダカに更にミの接尾語のついたのにすぎなく、すなはちヒナカミであつて、ヒタカミをヒナカミとも呼んだことは、續日本紀延暦八年の條に日高見川なる北上川のことを「日上」とあるによつて察せらるる。かくのごとくヒナはかならずしも蝦夷とは限らず、一般に異民族を指したもので、九州地方の夷守は多分熊襲隼人の族に對して置かれたものであらうし、豊後の日高郡すなはち日田郡はおそらくこの民族の最後まで山間に遺つた場所に呼ばれたものとおもはれるが、日高見國が後にはもつぱら蝦夷の國として呼ばれるにいたつたのは、奈良朝以後、他の異民族がいづれも馴服して、もはやヒナとして顧慮する必要がなくなつたので、當時なほ跳梁をきはめた蝦夷族に關してのみ、日高

見の名が呼ばれることになつたのであらうと言はれた（蝦夷の住む日高見の國、社會史研究九ノ一・二）。

喜田博士によると越後夷守をビタモリといひ、美濃の比奈守神社をまたヒダモリと訛るから、ヒダはヒナで、飛驒人もヒナ人の義であり、ヒダカはヒナカであるといふ（蝦夷名義考、歴史地理三ノ二）。しかしながらヒナがヒダに變化する音韻學上の理由を少しも説明してゐず、またヒダカの地名は存在するけれども、ヒナカの地名はあまり見えず、従つてヒナカがことごとくヒダカに轉化したとみらるべき理由が説明されないかぎり、ヒダカがヒナカであるといふことはただちに承認されがたい。また祝詞における大倭日高見國の名については、これは『當初語部の傳ふる所恐らく蝦夷の國の義ではなかつたと思はれるが、それも後には蝦夷の義と解せられる様になり』と言つてゐるけれども（蝦夷の住む日高見の國、下、社會史研究九ノ二、しかしこれは蝦夷の國を意味するのではなくして、上述したごとく大和國を指稱するものであるから、もし日高見國が『夷の棲む國』といふ意味ならば、何故大和國をかく呼んだかといふことが説明されなければならない）。

喜田博士の説に反して、小林庄次郎氏は日高見の語をもつて太陽にちなめるものとなすのである。すなはちこの語は元來日出の義に由來したものであつて、現存六帖の『出る日の高見の國』がよくこれを示してゐるが、ただしこの歌の末句に『安國と祈る本をば神や照らさん』とあるによつて案ずれば、ここにいふ日高見國はわが國家を意味したやうで、また祝詞の大倭日高見國も同義であつて、それは日出

處又は日本をもつて國家の大號としたと同じ思想にもとづくものである。しかしこれらはやや後世、日本なる國號の起つた後のことであつて、その原義を究むれば、日高見國は日出處の義であり、從つて東方を意味するに至つたものであらう。但し『天津日高』『虚空津日高』の日高も太陽に關することは疑ないが、「日高」と「日高見」とはやゝ意義を異にし、前者は冲天の日に由り、後者は日出に因むものであらう。すなはち日高見は地形よりも、むしろ地位に起因する稱呼である。この日高見國が東方であるといふ意義から轉じて「奥州日の本」のごとき語を生じたのも自然のことであり、またこの東方の義から更に一轉して東國なる蝦夷の住地を日高見國と稱するやうになつたのであると推斷すると言はれた(蝦夷征服に關する傳説に就いて、歴史地理九ノ三)。

津田左右吉博士もまたヒタカミをもつて日に關係ある語とせられた。すなはち博士はまづこのヒタカミといふ名が實際エミシの住地のどこかにある地名からでも起つたものであるのか、それとも別の意味で内地人のつけたものであるのかといふことから検討して、もし前者ならば、内地に接近してゐる地方にさういふ名の土地があつたか、或は多少の距離があるにしても、大部落の所在地などで、それがエミシの住地の總稱としてもちゐられるだけの特殊な價值のある土地として、エミシから傳聞したものではないかならぬのに、この名稱が史上に一度もでてきたことがないからさういふ地名が實際どこかにあつたものとはおもはれないと論じ、ついで常陸風土記における日高見國は「本」云々とあるから、當時實

際には行はれてゐず、従つてまた實際の地名とは關係のない名であり、祝詞の一種の佳名または美稱であつて、國名でなく、かういふ風にヒタカミの國といふ名のもちゐられてゐる他のすべての場合において、これが實際の地名でないとすれば、エミシの住地としてのヒタカミもまた同じく空想上の名稱であらうとおもはれ、さうして大倭のは日神の御裔であらせられる歷代天皇の皇都の地たる大倭にふさはしい美稱であり、エミシのはこの土地が（大倭から考へて）東の極であるから、日の出る方向によつた聯想からきたものであつて、それをもちゐる心理に相違はあるものの、同じく日に關係のある語であり、而してその名稱がこの物語にのみ現はれてゐるのをみると、それは實際世にもちゐられた名稱ではなく、物語の作者の案出したものに違ないと論じてゐる（古事記及日本書行の研究、三五二―七頁）。

以上のやうにヒタカミの意義に關しては、喜田博士をのぞいて、他はすべて日に關係のあるものとしてゐる。しかし釋日本紀においては、それを地形の指稱としたに對し、小林、津田兩氏は方位の指稱とした。すなはち日の出る方向から、東方の意義としたのである。たゞ津田博士がこの語をもつて實際世にもちゐられた名稱でなくして、物語の作者の案出したものとなしたのは氏の獨自の見解である。ヒタカミが日に關係のある語であり、日の出の方向から東方の意にもちゐられたものであらうといふことは、大體承認されることであつて、『奥州日の本』の語もこれに關係あるであらうし、また諏訪大明神繪詞における蝦夷三種のうちの日の本（他の二種は唐子、渡黨）もおそらく東方における蝦夷といふ意味

から由來した名稱ではなからうかとおもはれる。もしさうであるとすれば、ヒタカミといふ語も、東方の意義にもちゐられたといふことはかならずしも否定することはできず、従つてこの語が書紀のこの物語以外に史上にあまりあらはれないからと言つて、實際にもちゐられた名稱ではなくして物語作者の案出したものとなすことは、ただちに首肯しがたい。もしこの語が東方の意義にもちゐられたものとするれば、それから轉じて始めは漠然とエミシの住地を指稱し、更に轉じて、そのうちのある特定の地名のごとくに思はれるやうになつたのではなからうか。書紀では、日本武尊が上總から陸奥國に入つて蝦夷を平げた話のあつた後、日高見國より還りとあるから、日高見國は陸奥國、もしくは常陸以北の地方を漠然と指稱したものであらう。

六

さて日本武尊の御東征物語については、他の物語と同じやうに古事記と書紀とに多少の相違がある。古事記においては日本武尊はまづ伊勢大神宮に參詣して、姨倭姫命に向つて大いに不平を訴へられてゐる。すなはち西征から歸つて後、いくばくもたゝぬのに、今また軍兵をも賜はらないで東方十二道の征討につかはしたまふのは、自分をはやく死ねとおぼしめたまふからであらうと言つて、うれひ泣いたとある。しかるに書紀においては蝦夷の叛亂に對して誰をつかはすべきかと仰せられた時、大碓皇子が

おそれて向ひえなかつたので、日本武尊はみづからその任にあたらんとべられ、天皇が斧鉞をとつて尊に授けたまうたとあり、且つ天皇の御言葉のうちに、『今朕察_ニ汝爲_レ人。身體長大。容姿端正。力能扛_レ鼎。猛如_ニ雷電。所_レ向無_レ前。所_レ攻必勝。即知之。形則我子實則神人。是寔天愍_ニ朕不_レ歡且國不_レ平。令_下經_ニ綸天業_ニ不_レ絶_ニ宗廟_ニ乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。……』とあつて、古事記の趣きとは非常に異なつてゐる。また古事記には東方十二道とあるけれども、書紀にはなく、つぎに焼津の話は古事記では相武國のことであるが、書紀では駿河國のことであり、更にアヅマの國號の話は古事記では足柄山であるけれども、書紀では上野の碓氷峠のことであり、従つて進んだ順路は古事記では蝦夷を征服した後、足柄を経て甲斐に出で、それより科野國に入り、ついで尾張國にでたことになつてゐるが、書紀によると日高見國から常陸を経て甲斐國にいたり、ついで北方の武藏、上野に轉じ、碓日嶺を経て信濃に入り、尾張にかへつたとしてゐる。のみならず白き鹿になつてあらはれた山坂の神をうち殺したのが、古事記では足柄山であるが、書紀では碓日から信濃に入つた時の話であり、また古事記では『軍衆を賜はず』東方十二道の討平に遣はされたとあるのに、書紀では、『示以_ニ德教。猶有_レ不_レ服。即舉_レ兵擊之』とあり、殊に古事記では數多くある歌が書紀ではわづかに二ヶ所にかぎられてゐる。かう比較してみると全體として書紀の記事には、後世の知的整理の跡がうかがはれ、従つて古事記の方が、物語としての興味も多くあれば、またその原型の面影をより多くそなへてゐるらしくおもはれる。殊に日本武

尊が天皇の御心を疑はれて、自分を派遣するのは自分をはやく死なしめようとおぼしめしたまふからであらうと倭姫命に訴へられるがごとき心理描寫は、單にこの場合のみならず古事記の物語の一の特徴であり、さうしてこの場合においては日本武尊の悲劇的要素をつよめることとなり、それだけ藝術的表現にすぐれたことになるけれども、またそれだけ傳說的性質を多分に有することは否定できない。

この物語の説話的要素としては、迎火の話、弟橘姫命の入水の話、山の神が白き鹿或は白き猪となつて尊をなやました話、尊がその死後白鳥となつてとび去つた話、多くの地名傳説、及び歌問答をはじめとして多くの歌の存在することなどをあげることができる。そのうち迎へ火の話はおそらく民間において實際に行はれた野焼の話と、草薙といふ神劍の名稱の由來及びその神劍の威力を語れる話とからできたものであらう。書紀の一書によると尊の佩ける叢雲劍がおのづからぬけて尊の傍の草をなぎはらひ、それによつて難をまぬかるることを得、故に劍をなづけて草薙といふとあり、これは神武天皇の大和に入りたまはんとする時、熊野において高倉下のささげたる神劍フツノミタマの威力によつて賊軍をきり倒した話と同じ例とみることができ、或はまた焼津といふ地名の説明から生まれた説話ともみられないことはない。また弟橘姫が暴海に身を投じて海神の心をなだめ、日本武尊の命を贖うた話は、同じく神武天皇御東征物語において、熊野の海上で暴風に遇ひたまうた時、稻飯命が海に入つてサヒモチの神となられたといふ話と同じ例であらう。また尊がその死後白鳥となつたといふ話は、古事記では『八尋

白千鳥に化りて天に翔りて……』とあり、書紀では『化_二白鳥。從_レ陵出之。……』とあつて、その御陵はいづれも白鳥御陵といふとあるけれども、それが如何なる鳥か判然しない。而して書紀では、『開_二其棺櫬_一而視之。明衣空留屍骨無之。』とあるから、屍體全部が白鳥となつたやうにみられるが、しかし仲哀紀元年の條の詔に、『而父王既崩之。乃神靈化_二白鳥_一而上_レ天。……』とあるから、尊の靈魂が鳥となつてとび去つたとみる方が正しいとおもふ。なんとなればこの話は日本においては他に類話をみないけれども、原始社會においては、鳥が空中を速かに飛翔するが故に、靈魂支持者と考へられてゐるのであつて、日本武尊の場合も、かういふ信仰と關係があるのではなからうか。が更にこの物語の説話的要素をみるに、その御東征の對象が單に蝦夷であるといふのではなくして『まつろはぬ人ども』とともに『山河の荒ぶる神』もさうであつて、沼の神、海の神、坂の神、山の神がいたるところに出現してをり、殊に古事記においては、蝦夷の討平を明かにのべてゐるのは、わづか一ヶ所にすぎない。書紀においては蝦夷について比較的多くのべてゐるとは言へ、確實な具體的記事にとぼしく、蝦夷の首魁が『島津神、國津神』であり、また蝦夷以外に山野に邪神姦鬼のあることはもちろんである。のみならず古事記と書紀とにおいて地理的記事に相異があるばかりでなく、古事記の東方十二道が何處を指すのか全く曖昧である。

記紀の地理的記事の相異のうち、最もいちじるしいのは、迎火の話が古事記では相模であり、書紀で

は駿河であることと、『吾妻はや』の故事が古事記では足柄山であり、書紀では上野の碓氷峠であることである。これについては從來多くの議論がある。まづ迎火の話については、駿河の焼津がほんとうの遺蹟であるけれども、駿河はもと相模の一部分であつたから、そのために古事記の相模説がうまれたといふ説や、或は迎火の話は相模と駿河とのいづれにもあつたのであらうといふ説のごとき、駿河説と相模説との兩者を調和しようとする説があるけれども、前者にあつては、駿河國がもと相模國の一部分で、相模の名をもつて呼ばれたことのあるといふことが立證されないかぎり、成立しない説であり、後者もまたそれを肯定するに足るだけの積極的證據がない。これに反して駿河説においては、延喜式に日本武尊を祭神とする焼津神社が、益頭郡焼津にあり、また有度郡に草薙神社、廬原郡に久佐奈岐神社があることが、有力なる根據をなすのであつて、たとへ草薙神社の所在が各地に散在するにしても、草薙の故事が駿河國のことであつたといふ傳が古くから存在した傍證になりうるのである。しかるに喜田博士はこの駿河説よりも相模説を正しいとするのであつて、その論據は、弟橘姫命が入水されようとする際、日本武尊の身の上を懷うて詠まれたる、『さねさし相模の小野に燃ゆる火の火中に立ちて問ひし君はも』の歌であつて、『さねさし相模の小野』とあるから、古い時からの語り傳に、日本武尊の野火の難が相模であつたとされてゐたとみるのである（上代の武相、武相郷土史論四―五頁）。しかし古事記においても、書紀と同じに、『故其地をば今に焼津とぞ謂ふ』とあるから、この故事によつて、焼津といふ地名の由來を説明

したことは明かであり、従つて相模國に燒津といふ地名の存在したことが明かにされないかぎり、上のべた歌の文句だけをもつて、相模説を肯定するのは十分でない。

また『吾妻はや』の故事については、久米邦武博士は、古事記の足柄山と斷定するのであつて、それはその附近の宮城野から御殿場に越ゆる峠をまた碓日峠といひ、東南にひらけて相房の海を眼下にのぞむ絶勝の景であるから、日本武尊が眼前の景色に弟橘姫命の哀別をおもひだして、戀情にたへず、峠にのぼりて、此は東國の見納めなりときいて『吾妻はや』の短歌を三呼し、東國に言寄せて名残を惜まれたのであるとなすのであり（日本古代史下、三六頁）、喜田博士もまたほゞ同じ説である（上代の武相、武相郷土史論一〇頁）。しかしながらこの足柄説は、碓日峠といふ地名が、足柄附近にも存在するといふことを一つの根據とするのであるけれども、『碓日』といふ地名の意義が如何なるものであり、それが『吾妻』といふ名稱と如何なる關係を有するかを明かにしない以上、その根據はさほど有力なものではない。また足柄の方が相房の海を望見するから、地理上有利であるといふけれども、古事記では『その坂にのぼり立ちて、三歎かして、吾妻はやと詔りたまひき』とあるのみで、歎かれるからには弟橘姫命をしのびれたからであらうけれども、そのことすら明かにのべてゐず、また書紀ではつねに弟橘姫命をしのびたまふ情があつたからとのべてゐるけれども、海を望見したがために、姫をしのばれたとは言つてゐないから、海を望見するといふことは、この物語においてはかならずしも必要とされてゐない。さうして記紀

ともに、この故事によつて、東國をアヅマといふとあるから、この物語はアヅマの地名の由來を説明したものであり、従つて海をのぞみみるといふやうな條件よりも、むしろアヅマといふ名稱の起る地點として、いづれが適當してゐるかどうかの條件の方が重要であつて、この點においては、足柄にしても、上野の碓氷にしても、それぞれ或る意義を有して、いづれともただちに決定しがたい。

東方十二道については、すでにのべたごとく崇神朝に武渟川別命を東方十二道につかはしたことがあり、また國造本紀上毛野國造の條にも東方十二道があり、また高橋氏文にも東方諸國造十二氏乃枕子がある。而して孝德紀大化二年の條に東方八道があつて、八道が八國を意味するらしいから、この東方十二道も十二國を意味するものであらうけれども、それが本居宣長ののべてゐるやうに、伊勢（伊賀、志摩を包含す）、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總（上總、下總、安房）、常陸、陸奥の十二國を指したものであらうか。この物語にあらはれる東方の國名をみるに、古事記においては、伊勢、尾張、相武、甲斐、科野であり、書紀においては、伊勢、駿河、相模、上總、陸奥、日高見國、常陸、甲斐、武藏、上野、信濃、尾張であつて、これを宣長の十二國と比較すれば、參河、遠江、伊豆を缺き、また書紀では、總が上總となり、日高見國がよけいに加はつてゐる。さてこれらの諸國に國造の置かれた時代はいつであつたか、いま國造本紀によつてみるに、

伊勢國は神武朝、伊賀國ははじめ垂仁朝、のち孝德朝に伊勢に屬して天武朝に分立、志摩國は島津國

と稱して成務朝、つぎに尾張國と參河國と遠淡海國と駿河國と廬原(駿河國廬原郡)と相模國と師長(相模國餘綾郡磯長郷)と武藏國とは成務朝、伊豆國は神功皇后の時代であるが、後孝徳朝に駿河國に屬して天武朝に分立、甲斐國は景行朝、上野國と信濃國とは崇神朝、その他の東國諸國においては、須惠(上總國、周季郡)、馬來田(上總國、望陀郡)、上海上(上總、海上郡)、伊甚(上總國夷潯郡)、武社(上總國武射郡)、菊麻(上總國市原郡、菊麻郷)、阿波(安房國安房郡)は成務朝、印波(下總國、印幡郡、印幡郷)、下海上(下總國海上郡)は應神朝、新治(常陸國新治郡、新治郷)、筑波(常陸國筑波郡、筑波郷)は成務朝、茨城(常陸國茨城郡、茨城郷)は應神朝、仲(常陸國那珂郡、那珂郷)、久自(常陸國久慈郡)、高(常陸國多珂郡、多珂郷)は成務朝、道口、岐閉(常陸國多珂郡、道口郷)は應神朝であつて、かくのごとく小國に分立して、總國、常陸國としてはみえず、また陸奥國も分立して道奥菊多(陸奥國菊多郡)は應神朝、阿尺(陸奥國安積郡、安積郷)、思(陸奥國志太郡、志太郷)、伊具(陸奥國伊具郡)、染羽(陸奥國標葉郡、標葉郷)、浮田(陸奥國宇多郡)、信夫(陸奥國信夫郡)、白河(陸奥國白河郡、白河郷)、石背(陸奥國磐瀨郡)、石城(陸奥國磐城郡、磐城郷)は成務朝である。この事實から推測すれば、景行朝頃の東方諸國が十二國に分れてゐたなどとは到底考へられず、従つて宣長の比定した東方十二道の諸國も當をえたものとはおもはれず、おそらく東方十二道とか或は東山道十五國(景行紀五十四年)などといふのは、遙か後世の思想ではなからうか。

以上のごとくこの物語においては多くの説話的要素があり、また地理的知識がはなはだ不確實である

のみならず、歴史的事件としての具體性にとぼしい點は、記紀ともに同じであつて、この物語の史的價值をいちじるしく低下せしむるものである。従つてこの物語の意義についても種々の説があり、いまその二三を紹介すれば、まづ第一は喜田博士の説であつて、日本武尊が九州の熊襲をほろぼし、中國の出雲建や吉備の邪神を平げ、ついで奥州の蝦夷を征服するといふ風に、日本全國に武威をかゞやかされるやうな大事業が短い一代においてできたものであらうかと疑ひ、ついで白河、菊多の關を建てて奥州と關東との境界としたのが允恭朝であるから、これより遙か以前に日本武尊が奥州まで征服されたことは疑問であらねばならぬけれども、しかし雄略朝に吳國に與へた國書において、東の方毛人を征すること五十五國、西衆夷を服すること六十六國とあるのは、歴代の天皇の御東征西伐の結果であつて、單に小碓命一人の御事業ではなく、さうして歴代の天皇はことごとく『日本武』でおはしましたのであるが、そのうち景行天皇の皇子小碓命が最も多くの偉勳をたてられたために、その他の『日本武』の御事業もことごとく小碓命の物語のうちに集つて語りつたへられたと解釋していいとのべられた（上代の武相、武相郷土史論四七―八頁）。

第二は小林庄次郎氏の説であつて、氏はまづ武内宿禰の巡察の物語の意義について、これは大彥命、武渟川別の場合と同じく、その子孫の占居地に發達したる何等かの俗傳があつたのを書紀の編者がこれを歴史的事實と認め、これにもとづいて文をなしたものであつて、單に行政上の目的のために遠國を巡

察し、百姓の消息を察するなどの進歩したる政治があつたとは信じがたく、これは後世政治組織の發達し、國家的社會の漸く固まつた時代の考を以て、古を忖度したる史筆の潤色なるべく、一步を進めていへば、古代蝦夷地の經略は主としてわが民族中の諸部族の漸次に東北地方に遷移して、夷地を侵削した結果であると考へられるとなし（蝦夷征服に關する傳説に於て、歴史地理九ノ三）、つぎに日本武尊の御東征物語について、東征そのものは史實たるを失はず、少くとも傳説として存立しうべきは疑ないけれども、記紀兩書にのせられたる事蹟及び經路の所傳は、決して歴史にあらず、記紀の編者が諸地方に關する俗傳を拾綴して、一段の説話を構成したるものであつて、實は尊のいづれの地方にまで赴かれしかも明かならず、たゞ蝦夷征服のため東征があつたといふ事を知りうるのみであると言はれた（同上、九ノ四）。

第三は津田左右吉博士の説であつて、博士はこの物語の意義について、古事記と書紀とのそれを別々に考察してゐる。まづ古事記の物語について日本武尊の經略は（宗教的意味は具らく別として）内地の民、即ち我々の民族に對するものであつて、一口にいふと地方民の綏撫といふやうな意味であることが知られ、異民族たる蝦夷の平定は其のついでに行はれたにすぎず、その主要なる目的とせられてゐないから、この物語は例の東國經略といふ漠然たる概念を基礎にしてそれから作つた話を日本武尊に結びつけたのであつて、これは多分熊襲征討の物語と對立せしめるためであり、さうしてこれは東方、特にアマ方面が熊襲の汎稱によつて代表せられてゐるツクシの南部とほぼ同じやうに大和朝廷に視られてゐる。

たからであらうとのべられた(古事記及日本書紀の研究、三一九—三二七)。つぎに書紀の物語について、古事記ではたゞ漠然と蝦夷征服の一事が東方經略の物語に附載せられてゐるにすぎないのに、書紀では蝦夷を特に一般東國の背景から浮きあがらせ、この征討を主たる物語に發展させてゐるのであつて、書紀の物語が古事記の準據となつた舊辭がもとになつて、これから發展したものであり、古事記の話に新しい思想、新しい説話が附加したるものであつて、これがかくのごとく開展せられ、潤色せられたのは、物語にみえる土地が皆國郡制定後の國名によつて示されてゐることなどからみれば、大化の國郡制置から持統朝までの間に記されたものと推斷せられ、さうしてその改作された理由は、蝦夷の經略が政府の大問題になつてゐた齊明朝以後の時勢の致すところであつて、蝦夷に對する民族的活動は大化改新以前までは大體地方人に放任してあつたので、深く政府の關與するところでなかつたのが、改新後中央集權の實をあげるために、從來東國の人民又はこの地方的首長たる土豪の事業であつた蝦夷に對する活動もおのづから政府の手に移らねばならなくなり、従つてまた蝦夷の經略が活潑となつたためであらうと論ぜられた(同書三二八—三七〇)。

以上の諸説はそれぞれ異なつた特徴を有してゐるけれども、しかしいづれも日本武尊の御東征をそのまま史實とみない點に一致するのであつて、すでにのべたやうに、この物語が説話的要素を多く包含し、地理的知識の不精確であることなどによつても、この見解は大體において承認されざるをえない。ただ

注意すべきは、景行朝において日本武尊の御東征物語以外にまた熊襲平定の物語があり、なほ書紀には景行天皇の御西征物語をはじめとして、東國及び東山道の治平に關する物語があることであつて、たとひ津田博士の説のやうに、日本武尊の御東征物語が熊襲御平定の物語に對應するために附加されたものであつたにしても、しからば何故東征西伐の物語を對應させる必要があつたのか説明されねばならず、また天皇の巡幸物語や、東國及び東山道の治平の物語が、かくのごとく多數にこの時代のこととして語られてゐるのは何のためであるのかも考察されねばならない。のみならず常陸風土記には日本武尊の御東征に關して、茨城郡、行方郡、久慈郡、多珂郡の各地に多くの物語があり、これらは大抵地名傳説にすぎないけれども、かくまで多數の傳説がこの地方に傳はつてゐるといふことは、古くからこの地方と尊との間に關係があつたとする傳説が存在したからであり、しかもこれらの物語においてはいづれも倭武天皇とあり、特に香取郡の條においては、倭武天皇之世と言ひ、或は久慈郡の條には倭武天皇の皇后と言つてゐるところをみると、これらの傳説がかならずしも記紀の物語にもとづいてつくられたものとおもはれず、従つて尊と東國との關係は、古くから傳説として存在したものと云はねばならぬ。

さて古事記によると景行天皇の皇子は錄せるは二十一王、記さざるは五十九王、あはせて八十王あつて、そのうちワカタラシヒコノ命、ヤマトタケルノ命、イホキイリビコノ命の三人をのぞいて、その他の七十七王はことごとく諸國の國造、和氣、稻置、縣主となられたとあり、書紀にもまた同様の記事が

あつて、皆國郡に封じて各その國にゆかしめられ、今日諸國の『別』といふものは、この別王の苗裔であると言つてゐる（四年）。八十王はもちろん精確な數をいふのではなくして單に多數といふ意味であらうし、またこれらの皇子がことごとく地方に赴任したといふこともかならずしも確實な史實とみられなけれども、しかしかういふ物語がこの時代のこととして語られてゐるところに意義があり、而してこの物語は同じくこの時代に行はれたとされてゐる東征西伐の物語と相關聯して考察さるべきものである。すなはち皇子分封の物語は皇威が平和的に地方に伸張したことであり、東征西伐の物語は皇威が武力によつて異民族の間に及んだことを意味するものであつて、兩者ともほとんどその意義を同じうするのである。従つて個々の物語そのものが確實な史實とみられないとしても、さういふ物語が景行朝に多く存在することは、この時代に大いに皇威の擴張されたことを意味するのであるとみななければならない。單に一二の物語ならばいざ知らず、同じ意義を有する數個の物語が同じ時代のうちに存在するといふことは、全く根據なき空想の作爲とすることはできない。すなはちかゝる物語はその個々において確實な史實でないとしても、それが一聯をなして、景行朝にむすびついたについては、そこに何等かの史的意義の存在することを認めなければならぬ。かくて日本武尊の御東征物語は、それ自身としては一傳説にすぎずして確實な史實とみなしがたいとしても、景行朝における皇威擴張の事實をものがたるものの一として、大なる意義を有するのである。

七

それ以後蝦夷に關する記事は古事記においては全くみえない。朝鮮に關する記事が往々にしてみえるのに、蝦夷に關するもののみえないといふことは一つの注意すべきことである。これに反して書紀においては若干あり、そのうち大化改新以前に屬するものを列舉すれば、

(一) 應神紀二年、東蝦夷がことごとく朝貢し、蝦夷を使役して厩坂道をつくらしめた。東蝦夷は東國もしくは陸奥の蝦夷であらうけれども、單に東といふのみでは明確でなく、またことごとく朝貢するなどとは考へられない。ただ厩坂は大和國高市郡にあり、道路の開鑿のごとき土木事業に蝦夷の俘囚を使役したといふのは推測されうることである。

(二) 仁德紀五十五年、蝦夷が叛いたので、田道を遣はして撃たしめたが、却つてやぶれて、伊寺水門で戦死した。時にその従者が田道の手纏(弓小手)をその妻に與へたところ、妻はその手纏を抱いて縊死し、時人これをきいて涙を流してかなしんだ。その後蝦夷がまた襲うて人民をかすめたので、田道の墓を掘つたところ、大蛇があつて、目をいからして墓から出で、蝦夷を咋つたので、ことごとく蛇の毒にかかつて多數死亡し、たゞ一二人のがるものがあつたのみであつたから、時人は、田道はすでに死んだけれども、遂に讐を報じたので、死人といへども知さとりのないといふことはないと言つた。この記事

の前半における伊寺水門が北上川の河口の今の石巻ならんなどといはれるものの、確實でないのみならず、その後半の蛇の話も事實譚とはおもはれない。

(三) 雄略紀二十三年、將軍吉備臣尾代が新羅をうたんとして吉備國に至つたところ、ひきゐたる五百の蝦夷等が天皇の崩御を聞いて好機逸すべからずとなし、團結してその近くの郡を侵したので、尾代は娑婆水門において蝦夷と戦つたが、蝦夷等は或は踊り、或は伏してよく箭をさけるので、これを射ることができず、そこで尾代は海邊で鳴絃してその伏したる二隊を射殺した。しかし箭がすでに盡きたので、船人を喚んで、箭を求めたけれども、船人は恐れて退いた。こゝにおいて尾代は弓を立ててそのゆはずをとらへて

道に逢ふや尾代の子、天にこそ聞えずあらめ、國には、聞えてな。

とうたひ終つてみづから數人を斬り、更に追うて丹波國の浦掛水門にいたつて、ことごとくこれを誅滅した。この話において外戦に勇敢なる蝦夷をもちゐたことのあるのを知ることができるが、しかし娑婆水門は周防國佐波郡であるとされるものの、浦掛水門が不明であり、さうして周防國から丹波國まで追ひゆくといふことも事實としては信じがたい。上記の文において、尾代は吉備臣であり、また至吉備國に過家とか、或は從家來といふ文句があるから、この家とは彼の家のことであらうし、その傍郡を侵寇するところから、それは吉備國のこととおもはれるのに、蝦夷と合戦したのが、周防國であるのは、

地理的にいささか不自然である。

(四) 清寧紀四年、蝦夷、隼人並内附の記事があり、

(五) 欽明紀元年、蝦夷隼人並率衆歸附の記事がある。

しかし前者においてはその前年に海表諸蕃並遣使進調といふ記事があり、同四年に、宴海表諸蕃使者於朝堂。賜物各有差といふ記事があつて、これと對照するものであり、後者においても、同年二月に百濟人の歸化のことがあり、同年八月に、高麗、百濟、新羅、任那。並遣使獻。並修貢賦。召集秦人漢人等諸蕃投化者。安置國郡。編貫戶籍の記事があつて、これと相照應してみるべきものであらうし、またいづれも蝦夷と隼人とを並稱してゐるのも、史實としてはどうかとおもはれる。

(六) 敏達紀十年、蝦夷數千が邊境を侵したので、その魁帥綾糟等を召して詔して曰く、大足彥天皇(景行)の世に、蝦夷をば殺すべきものはころし、ゆるすべきものは赦したが、今その前例にしたがつて元惡をころさんとおもふと。ここにおいて綾糟等恐懼して泊瀬の河中に下りてくちすすぎ、三諸岳に向つて盟つて曰く、臣等蝦夷今より以後子々孫々にいたるまで清く明かなる心をもつて朝廷につかへ奉らん。もしこの盟にたがはば天地の諸神及び天皇の靈、臣の種を絶滅せんと。この話においても單に邊境とあるだけでは地理が不明であり、またその魁帥が大毛人なりと註しながら、その名稱の綾糟が毛人らしくもなく、或は三諸山に向つて盟を立てたといふことも、異種族らしくおもはれがたい。もしこの

話が事實とすれば、この蝦夷はきはめて馴化したものと言はねばならぬけれども、さうすれば邊境を侵すといふことがをかしくなるであらう。

(七) 崇峻紀二年、近江臣滿を東山道につかはして蝦夷の國境をみせしめ、穴人臣鴈を東海道につかはして東方の海邊の諸國の境をみせしめ、阿倍臣を北陸道につかはして越の諸國の境をみせしめた。ここにいふ東山道、東海道及び北陸道はもちろん後世定めたるものであつて、少くとも大化以前においては畿内七道の制は知られないのであるから、この記事もまた地理的には曖昧である。

(八) 欽明紀九年、蝦夷が叛いて朝貢しないので、大臣上毛野君、形名を將軍として討たしめたところ、かへつて蝦夷のために敗られて壘ににげ入り、賊のために包圍された。軍衆はことごとくにげて一人もなく、將軍も萬策つきて薄暮垣を越えてにげんとした。その時形名の妻が歎き、夫に向つて、先祖は海を越えて外敵を平げ威武を後世に傳へたのに、今その先祖の名をくじかば、かならず後世にわらはれんと言ひ、酒を酌んでしひて夫にのませ、みづから夫の劔を佩き、十の弓を張つて女人數十に令して弦を鳴らさせた。こゝにおいて夫も武器をもつて起ち、すすんで行つたので、蝦夷はなほ軍衆が多數であると思つてややひき退き、ここにおいて散じたる兵卒も再び集り、蝦夷を撃つて大いに敗り、ことごとく虜にした。この記事は何等かよりどころがありさうであるけれども、それにしてもいづれの蝦夷が叛いたのか明記がなく、また女人數十が鳴絃したなども、もし事實とすれば、特殊なる事例といはねば

ならぬ。

(九) 皇極紀元年、越のほとりの蝦夷が數千内附し、ついで朝廷は蝦夷を饗し、また蘇我大臣もこれを饗して慰問した。記事がはなはだ簡單であつて、朝廷及び蘇我大臣より饗をうけた蝦夷が如何なる種類であつたのか不明である。

以上は大化改新以前における蝦夷に関する記事であるが、これらの例のすべてに通じたる特徴は、地理がはなはだ不明であることである。單に東とか越といふがごとき方向もしくは地方名を冠したものすら二三の例にすぎず、他は蝦夷叛くとか内附すとかいふのみであり、また内地におけるものであつても、その地理が曖昧である。つぎに注意すべきは、事實らしからざる話がこれらの物語の多くに伴つてゐることである。かういふ點から津田博士は、書紀における蝦夷の記事について、大化改新以後には蝦夷に關する記事が頻々として史上に現はれるのに、その前にはそれがきはめてとぼしく、そのとぼしいものが皆こんな風のものであるのは何故であらうかといふ疑問を提起し、それについてつぎのごとくのべられた。すなはちそれは(一)大化から日本人に對する蝦夷の態度が急にかはつたためか、(二)蝦夷に對する政府の態度が突然變化したためか、それとも(三)大化以前には史料がなかつたためか、この三つのうちであらうが、民族競争の大勢からみれば(一)とはおもはれず、また欽明朝から後は、韓地の交渉に關する史料があるのに、蝦夷についてのみそれがなくなつたとは考へがたいから(三)でもない。

もし政府が直接に蝦夷經略を行つてゐたならば、それらについて何等かの記録があつたらうから、書紀にも確實な記事があつてよく、しかるにそれのないのは、従つて（二）の故としなければならぬ。而してこれは蝦夷に對する民族的活動が大化改新前までは大體地方人に放任してあつて、ふかく政府の關與するところでなかつたからである。すなはち蝦夷に對する民族的活動は國家の組織がまだできない前からのことであつて、中央政府が成立した後も大體はその状態が繼續せられ、さうして東國人は政府の保護を頼まず、自分の力で徐々に蝦夷を壓迫してその生活の舞臺を擴げて行つたのであらう。これに反して韓地との交渉は初から政府の、むしろ政府だけの事業であつた。政府はその權力をわれわれの民族の間に確立し、韓地において一度び得たその勢力を維持すればよかつたので、政府としてははじめから深い交渉のない異民族たる蝦夷に對しては、みづからすすんで積極的の行動をとるやうなことをしなかつたのではあるまいか。蝦夷の經略が中央政府の一大事業であり、それがために精神を勞することが多かつたならば、何等かの反映が神代史や上代史の物語の上にもあらはれさうなものであるのに、それが日本武尊の東方巡察の物語の上においてきはめて軽く附記せられてゐるのみであるのは、事實上さういふ經略が行はれなかつたからではあるまいか。新羅親征、熊襲討伐の話は立派に作られてゐる、後には神代史にも新羅の面影が現はれてくるのに比べて、蝦夷の物語の一つもないのは後の故ではなからうか。しかし大化の改新は一朝にして中央集權の制を定め、舊來地方的土豪、所謂國造などの手に委ねてあつた

總ての權力を政府に收めてしまつた。ここにおいてか從來は東國の人民、又はその地方的首長たる土豪の事業であつた蝦夷に對する活動もおのづから政府の手に移らねばならぬ。ところが政府の事業となれば、その規模もおのづから大きくなり、その力もまた強くならねばならぬ。さうしてそれは却つて往々蝦夷の反抗を激成する所以ともある。大化以後急に蝦夷の經略が活潑になり、奈良朝にいたつてそれがむしろ困難になつた事情は、かう考へれば自然に理解せられはしまいかと（古事記及日本書記の研究、三六四—八六）。

以上の津田博士の議論は大いに傾聽すべきものである。蝦夷に關する物語が神代史においてほとんどその反映をみず、また上代史においても日本武尊の物語をのぞいて、他にあまりみないといふことは事實であつて、これを朝鮮に關するものなどに比較すれば、記事の上に輕重の差のあるかのごとくおもしろ、従つてまた蝦夷に對する政府の態度がはなはだ消極的であつたらしくおもしろはれるのは無理もない。しかしながら政府の態度が朝鮮などに對する態度と異なるものがあつたにしても、全くこれをもつて、政府が蝦夷の問題を地方の土豪に委ねてしまつて、すこしも顧みなかつたからであるとは斷言できない。津田博士は日本武尊の御東征物語をはなはだ輕くみてゐるけれども、また古事記においては蝦夷との關係がはなはだ稀薄におもしろはれるのは事實であるけれども、とにかくにも日本武尊の御東征物語が存在するのであつて、その物語の意義が東國の經略にすぎないものとしても、しかし東國の經略といふ

ことは、事實において蝦夷の經略である。もちろん東國には蝦夷以外民族的發展の前哨として移住したる同じ日本民族があり、それらの巡察、統治もまた東國の經略であらうけれども、しかしその移住民の接觸したのは、異民族たる蝦夷であるから、政府も全く無關係であつたとは言へない。日本武尊以外東國に派遣されたる將軍が多數にあること、また上述したやうに、雄略朝に吳國に與へたる國書において、東征毛人五十五國といへることによつて（宋書東夷傳）、蝦夷の問題が政府の重大な事業の一つであつたことが知られるのである。なんとなればもし政府が蝦夷の問題に無關心であつたならば、他國に與へる國書のうちに、わざわざ言及して、その征服したる事實を誇示する必要はないからである。

しかし大化以前にも、朝鮮に關する記事が頻繁にあらはれ、神代史においてすら、その面影が反映してゐるのに、蝦夷に關するものが毫も反映してゐない事實からみれば、政府の前者に對する態度と、後者に對するものとの間に相異のあつたのは事實と言はねばならぬ。しかしてその相異は當然の歸結であつた。なんとなれば朝鮮と蝦夷とはその文化の上にはなほだしき逕底があり、從つてわが國に對する意義においていちじるしい違ひがあつたからである。すなはち朝鮮はその文化においてはむしろわが國の先進國であり、わが國がその恩惠に浴するところの多かつたきはめて大切な土地であつたから、さういふ土地においてその民族的勢力を保持するといふことは、國民的名譽心にかけても絶対に必要であり、それだけ國民の精神を傾到したにちがひない。これに反して蝦夷は文化において、却つて日本民族に劣

り、蠻族視されたものであつて、従つて、日本民族が朝鮮に對して抱懷したやうな尊敬とか憧憬に價するものではなかつた。民族的發展の對象としては、兩者はひとしく異民族であつたけれども、前者にあつては、高度の文化を有する海外の民族に對立する結果として、民族的觀念とか國民的意識をつよく喚起したのであるけれども、後者にあつては、文化の劣等な國內の民族の統合であつたから、さういふ觀念は前者ほどにつよく刺戟されなかつたのである。ここに兩者に對する政府の態度の相違があらねばならぬ。殊に前者の問題は大化以前において終に失敗してしまつた。こゝにおいてかわが國民の民族的發展としては、勢ひ東國に向はざるをえなくなつた。大化以後蝦夷問題の重要になつたのは、單に中央集權の結果として、從來地方の土豪に委ねてゐた關係を中央政府の手に收めたからといふばかりではなく、朝鮮問題の失敗の結果、蝦夷問題が必然に最も重視されるにいたつたからである。大化以前といへども、蝦夷問題は政府の全く閑却したのではなく、ひとしく民族發展の問題として、相等顧慮されたにちがひないけれども、それ以上重視されたる朝鮮問題があつたがために、比較的輕視された形となり、それがため十分確實な史料をのこさなかつたにすぎないのであり、また朝鮮問題はわが國にとつての重大な外交問題であつて、外交文書は多く歸化人の處理したものであらうから、その史料の多く存在したのは當然であるといはねばならぬ。しかして上記の書紀の史料は、たとへ地理的記事が不精確であり、或は事實らしからざる話が附加されてゐるにしても、そのうちの若干は、何等かの事實にもとづいた史料とみ

なさるべきものである。

八

大化以後の記事をみるに、まづ孝徳紀には蝦夷と境を接するところに、兵備をととのへたこと（大化元年）、蝦夷が親附したこと（大化二年）、淳足の柵（越後國沼垂郡沼垂）を置いたこと（大化三年）、磐舟の柵（越後國磐舟郡）を置いたこと（大化四年）があり、齊明紀には北（越）蝦夷と東（陸奥）蝦夷とを難波朝廷に饗したこと（元年）、蝦夷、隼人が内屬したこと（元年）、阿陪臣が蝦夷を討つて、齶田、淳代の蝦夷を降したこと（四年）、蝦夷二百餘人が朝獻したので、これを饗し、位を授け、武具類を賜はつたこと（四年）、陸奥と越との蝦夷を饗したこと（五年）、阿倍臣が蝦夷を討ち、飽田、淳代、津輕、膽振鉏の蝦夷を一所に集めて饗し、また彼等の進言をもちゐたこと（五年）、道奥の蝦夷男女二人を唐の天子にみせたこと（五年）、その際唐の天子と使節との問答を録したる伊吉連博徳書を引用したこと（五年）、阿倍臣が陸奥の蝦夷をもつて肅愼を伐つた時、渡島の蝦夷がこれに救援をもとめたること（六年）があり、天智紀には、蝦夷を饗したること（七年及び十年）、天武紀には陸奥國蝦夷二十五人に爵位をたまふたこと（十一年）、越の蝦夷の請によつて、俘人七千戸をもつて一郡としたこと（十一年）があり、持統紀には蝦夷が殯宮において調賦をになうて誅したること（二年）、蝦夷二人が出家したこと（三年）、越の蝦夷の沙門に物をたまふたこと（三年）、陸奥の蝦夷

夷の沙門に物をたまうたこと(三年)、越の蝦夷に物をたまうたこと(三年)、越の度島の蝦夷に物をたまうたこと(十年)などがある。

これらの記事は、大化以前のものに比較すれば、きはめて頻繁にあらはれるのみならず、地名、人名の明かなるものがあり、概して史實としての確實性を多く増してゐるのは事實であるけれども、しかし中には、單に蝦夷が親附したとか、或は蝦夷を饗したといふがごとき、すこぶる簡單にして、大化以前のものとはほとんど變らざる性質のものが存在するのである。それ故大化を中心として、その以前と以後との記事の性質がことごとく、截然と分たれるものではない。しかして時代の新しき大化以後においてすら、かくのごとき簡單にして曖昧な記事の存在することをみれば、大化以前においてかゝる記事の存在することは當然と言はねばならず、従つてまたそれは中央政府と蝦夷との關係が稀薄であつたからであるとのみ斷定するわけにゆかない。記事の精粗は一方において、文化の時代的差異にもよるからである。

(蝦夷をはじめ、その他の古代異民族に對する大和朝廷の政策については、他日稿をあらたにして考察したい。)